公認スポーツ指導者養成講習会「共通科目Ⅱ」講師基準

＜公認上級指導員養成講習会共通科目講師編成要領＞

公認スポーツ指導者制度における共通科目Ⅱカリキュラムに基づく講習会（公認上級指導員共通科目養成講習会）を実施する際には、以下のいずれかの条件を満たす者に講師を委嘱すること。

1. 国・公・私立の大学、短期大学の講師以上の経験者で、担当科目の専門領域においての教育実績及び研究実績を持つ者。

2. 日本体育学会、日本体力医学会など体育・スポーツに関係する学会に所属し、担当科目の専門領域においての研究実績を持つ者。

3. 国、地方公共団体または公益法人等の研究機関に勤務する研究者で、担当科目の専門領域においての研究実績を持つ者。

4. 大学卒業後、社会体育系専門学校において、10年（大学院卒業者は8年）以上の教育実績及び研究実績を持つ者。

5. その他、上記に準ずる者であると本会が認める者。

（注）「スポーツ組織の運営と事業」については、広域スポーツセンター職員（都道府県担当職員）をあてることができる。（課長相当職以上が望ましい）

講師スタッフの編成に際しては、都道府県体育協会において以下の要領で編成願いたい。

1. 講師については、原則として県内在住者とする。ただし、該当者のいない場合はこの限りではない。

2. 講習開催時の講師の都合等を勘案し、1科目あたり3名程度の講師スタッフを編成することが望ましい。